

SCOPE

未来への
羅針盤
スコープ

Apr. 2018
No.202

4
月号

好評連載

徳田孝司の「月刊マルトク堂」
もう悩まない事業承継・M&A徹底解説
「ぶらトク」マヨネーズの秘密を体験!

大好評!

税務・税金の話
医療ステーション

実は

日本の未来を良くする

税制改正

～事業承継の大幅緩和と
公正性の向上～

CONTENTS

01-03

平成30年度税制改正徹底解説 日本の未来を良くする税制改正

04 ●税金Q&A
期末未払い賞与の社会保険料

05 ●医療ステーション
患者に寄り添う訪問看護師

06 ●税金
役員退職金の適正額について

07 ●国際税務
外国子会社合算税制について

08 ●もう悩まない事業承継・M&A徹底解説
事業承継型M&Aにおける引き継ぎの論点

09 ●コラム
脈動するインバウンド市場

10 ●コラム
徳田孝司の
「月刊マルトク堂」

11 ぶらぶら徳田理事長と行く
「ぶらトク」

12 ●セミナーレポート
平成30年度
税制改正セミナー

今月号のテーマ

「とっておきの
桜」

今月の執筆者には、桜の思い出についてコメントをいただいています。

「とっておきの
桜」

S T A F F

発行人
徳田孝司

編集総責任者
佐脇ゆかり

広報室
佐脇ゆかり
東方実菜子

編集長
表 純平(ラユニオン・パブリケーションズ)
編集
神 沙絵良(ラユニオン・パブリケーションズ)
亀井祐美子(ラユニオン・パブリケーションズ)
生出祐子(And-Fabfactory)

デザイン
片寄雄太(And-Fabfactory)
東方実菜子(社・本郷 税理士法人)

撮影
吉永和志
ライター
浦田浩志
山崎美那子

表紙イラスト newvectoreveryday.blog.com

編集 株式会社ラユニオン・パブリケーションズ

印刷所 株式会社三千和商工

配送 株式会社レーベル

©SCOPEについてのお問い合わせ、ご意見は

社・本郷 税理士法人
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6
JR新宿ミライナタワー28階
TEL:03-5323-3312 広報室
Mail:scope@ht-tax.or.jp

実は

日本の未来を良くする

税制改正

～事業承継の大幅緩和と公正性の向上～

国の在り方や人々の暮らしの根底を支えている税金。その徴収の仕組みは毎年見直され、毎年末に次年度以降の方針が『税制改正大綱』として発表されます。平成29年の年末にも平成30年度税制改正大綱が発表されました。大きなインパクトはなかったものの、特に事業承継については決定版ともいえるべき改正がなされています。それでは早速、事業承継法人部・統括部長の内田大輔さんと相続部・部長の井口麻里子さんとともに、改正の内容を読み解いてみましょう。

内田 本年度は全体として小粒な改正という印象です。継続的な取り組みに対する微修正や公正性を高めるものが多いですね。

井口 税制には、現政権の施策が如実に反映されます。第2次安倍政権が始まった平成24年以降、アベノミクスとデフレ脱却は常に継続しているテーマ。今年の税制改正大綱のキャッチフレーズは、『人生100年時代を見据え、誰もが生きがいを感じられる「一億総活躍社会」を作り上げる』ですから、働き方改革の後押しをするような改正も盛り込まれています。

27年ぶりに新税が導入 加熱式たばこにも増税

井口 広く社会の中で注目されているのは、出国する際に1人あたり1,000円が徴収される『国際観光旅客税』です。恒久的に徴収する国税としては、なんと、平成4年の「地価税」以来、27年ぶりの新税の登場となりました。

内田 現政府がインバウンド政策に重点を置いていることが見えますね。一方で、国際課税では、グローバル化における問題点の解消を目指し、恒久的施設(PE)の定義が見直されるなど、国際的にスタンダードな判断基準にシフトする修正もありました。

井口 一部のの人に大きな影響がありそうなものは、たばこ税です。従来の紙巻きたばこだけでなく、最近よく見かける加熱式のたばこも増税の対象となっています。

基礎控除10万円アップ 影響は少ない見込み

井口 報道でよく見かけるのが、所得税制の見直しで基礎控除額が10万円引き上げられるというものです。結論としては、フリーランスや自営業の人は減税になります。ほとんどの給与所得者や年金受給者は変化なし、大雑把に言うと、高所得の会社員や高額副収入がある年金受給者のみ増税となります。

内田 統計を見ると、給与所得者のうちの4%、年金受給者のうちの0.5%の方が増税になるようですが、一方でフリーランスや自営業の人は減税となるので、多様な働き方をする人を応援しようという政府の意図が表れています。



内田 大輔

事業承継法人部 統括部長 / 税理士

事業承継はもちろん、経営相談も含め、最適なコンサルティングを総合的に追求する統括部長。

井口 注目すべきは内田さんがご専門の事業承継だと思います。なんととしても、雇用や技術を次世代に残していくぞという強い意気込みを感じる内容でした。

内田 それでは早速、解説してみましょうか。

税制改正のポイント

辻・本郷 税理士法人では、税制改正大綱の発表を受けて「平成30年度 税制改正のポイント」という冊子を作成しています。



好評販売中

辻・本郷 税理士法人 編
「新広大地評価の実務」

井口 麻里子

相続部 部長 / 税理士

著書を出すほどの知識と経験、温かい思いやりで、特に生前の相続対策を得意とする敏腕税理士。



**時は来た！
事業承継は
ここ5年間で勝負です**

事業承継分野においては、非常に効果的な改正が行われています。結論としては、『事業承継税制』の適用条件が大幅に緩和され、実質的に後継者が取得した株式における相続税の100%が猶予対象となりました。昨年までは、他の制度の方が効果的なケースも散見されましたが、本年度の改正を受けて最優先で考慮すべきものとなっています。

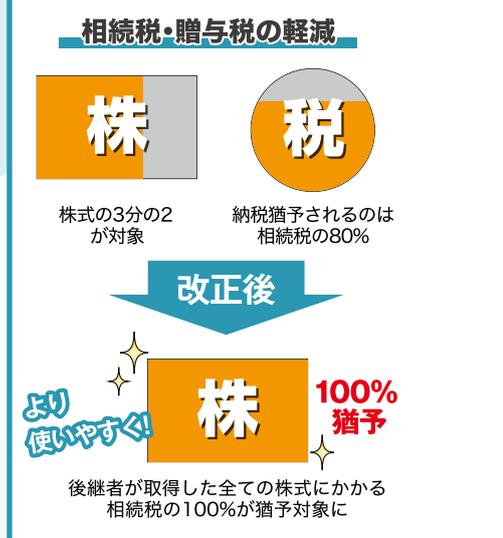
ただし、この特例は時限立法。5年以内に申請をし、10年以内に贈与か相続をしなければ適用されません。開始は平成30年1月1日のため、もう締切までのカウントダウンは進行中。対象となるのは平成35年3月31日までに申請、平成39年12月31日までに贈与もしくは相続できる株式です。

**事業を守り抜くことで
日本の未来が拓ける**

これまでは、総株式数の3分の2を限度に、取得株式に対する相続税の80%が猶予対象でしたが、特例を適用した場合、取得株式の全てに対する相続税の100%が猶予されます。適用を受けるには、特例承継計画を都道府県に申請する必要があります。一度申請しておけば、後から申請内容の変更をすることも可能です。

また、代表者から後継者への1対1の贈与が前提でしたが、これからは受贈者を3名

この上なく使いやすくなった



まで指定できます。贈与者に配偶者などが入っても構いません。また、5年の間に雇用を8割維持する条件があり、ここに泣かされた人も多かったと聞きますが、事実上撤廃されました。株式を売却したり清算したりする際、猶予されていた相続税を支払わなければなりません、その算定時期は猶予開始時だけではなく清算時でも選べるようになっていました。これらの緩和により、事業を引き継ぐためのハードルがほぼなくなったと考えても差し支えありません。

考えられる問題点は、相続人が複数の場合、遺留分の問題があります。例えば、オーナーの財産のほとんどが株式のケース。会社の経営権を握る株式は、事業を動かす正当な後継者だけが引き継ぐべきものですが、そうすると事業とは関係がない他の相続人たちの財産分与が目減りしてしまいます。このあたりは、通常の相続と同じく、事前の話し合いや資産をうまく分けるための準備が必要になりそうです。同特例を使って、一つでも多くの企業が次世代に引き継がれていくことを願っています。

本編で解説し切れなかった注目の税制改正や世間一般的に注目すべき税制改正をまとめました。

<p>所得拡大促進税制の見直し 従業員の賃上げを実現した企業に対し、税額軽減が行われる施策。要件のハードルが比較的安く使いやすい。</p>	 減税	 増税	要件を満たせば メリット大
<p>IoT投資税制 これまで設備投資に行われていた税の規制緩和が、時代の流れを受けてシステムにも適用に。</p>	 減税		積極投資の チャンス
<p>恒久的施設(PE)の見直し 外国企業が日本国内に事業所を置かずに事業展開しても課税対象に。世界でスタンダードな方式を採用。</p>	 増税		公平性の 第一歩に

「事業承継税制」

継承者の条件

代表  **同族**

代表権を有している者のみ 同族関係者かつ過半数の議決権を有する後継者のみ 贈与者の直系卑属等

改正後

3人  **OK**

代表権を有していなくてもOK 最大3名(総議決権の10%以上を持つこと) 相続人以外の後継者も対象

本来の使い方以外は認めません！と厳格化されました



次に目立ったのは、そもそもの制度趣旨を逸脱した租税回避の手法を根絶するための改正です。中には数年後かな？と思っていたものも含まれており、非常にスピーディーな対応という印象ですね。特に大きなものは、『小規模宅地等の特例の見直し』と『一般社団法人等に関する贈与税等の見直し』でしょうか。どちらも節税のテクニックが本やインターネットで流布されましたが、そのような手法は、今後、使えなくなります。

抜け道は許さないという政府の強い意志の表れ

『小規模宅地等の特例の見直し』で主なもの2つ。1つ目は、亡くなる寸前に現金を不動産に換えてそれを貸し付けることで、貸付事業用宅地の特例を適用し、評価額を減少させていたパターンです。これに対し一定の要件の下、相続開始前3年以内に貸付を開始した不動産が特例対象外となったことで、節税目的での駆け込みの小規模宅地購入に小規模特例は使えなくなりました。

2つ目は、通称『3年内家なき子』と呼ばれているもの。例えば一人で暮らしていたお母さんが亡くなった。その相続人が持ち家を持っていない場合は、このお母さんの自宅敷地について小規模宅地等の特例が使えますというものです。こう聞いて、自分の持ち家をわざわざ他者名義にすることで特例の適用を受けようとする動きがありました。相続開始前3年以内にその者の三親等内親族、またはその者と特別な関係のある会社が所有する家屋に居住したことがある者は適用外となるなど、要件が厳しくなりました。

一般社団法人に関する節税スキームについて聞いたことはあるでしょうか？一般社団法人を設立し、そこへ自分の財産を移しておく。その後は理事の椅子を子へ移すことで、実質的に相続税を回避しようとするスキームです。そこで今回『一般社団法人等に関する贈与税等の見直し』により、実質的に同族経営の一般社団法人等の場合は相続開始直前で同族役員数が2分の1超、もしくは相続開始前の5年間で同族役員数が2分の1超の期間が3年以上の場合は、一般社団法人等に相続税が課税されることとなりました。

税制改正は、わが国の未来、つまりは私たちの暮らしをより良くするために行われています。これからも、より正しい形に軌道修正する動きは続いていくものと思われます。

<p>基礎控除制度及び給与、公的年金控除制度の見直し 基礎控除が10万円アップ。給与所得控除と公的年金等控除は10万円のダウン。ともに上限額が引き下げられ対象者が増加。</p>	 減税  増税	<p>高額所得者は増税に</p>
<p>国際観光旅客税 全ての旅客が日本を出国する際に1,000円の課税。平成31年1月7日以後の出国から適用。</p>	 増税	<p>27年ぶりの新税</p>
<p>たばこ税の見直し 平成30年10月から3年間かけて、1本当たり3円増税。加熱式たばこは、5年間かけて段階的に増税。</p>	 増税	<p>愛煙家には負担増に</p>

ぎもん・しつもん・お答えします

税金 Q & A

期末未払い賞与の 社会保険料

Q uestion

当社は3月決算の小売業です。当期は予定より売り上げが増加し、利益を計上したことから、社員に対して期末賞与を支給することにしました。求人对応が難しいので今いる社員に頑張ってもらおうための臨時ボーナスです。4月末の支払いであっても当期の費用にできることから、3月末日に各人に支給額を通知して支払いは4月25日としました。

そこで質問です。賞与に対する社会保険料が多額になることから、会社負担分を当期の損金として未払金の計上をしたいと考えています。税務上認められるのでしょうか？

税金Q&Aでは皆さんの税金への疑問にお答えいたします。税務に関する質問を scope@ht-tax.or.jp までお寄せください。

A nswer

ご質問は、3月決算法人が期末賞与を未払い金計上した場合、その賞与に対する社会保険料も損金（税務上の経費）として未払い金計上できるか？ というものです。

賞与については、法人税法において、期末までに支給金額が確定し、かつ、各人に通知がなされ、1ヵ月以内に支給し、当期決算において損金処理されていれば認められます。ただし、税務調査等において、具体的な支給金額を各人に通知をしたことの証拠等が求められます。期末まで各人の支給通知受領書等を保存しておくことが重要です。給与計算書等をメール等で送っている会社の場合には、3月31日までに各人に具体的な支給金額（所得税や社会保険料負担分を控除する前の支給総額で可）を通知したメールの控え等でも代用できるものと思います。

ところで、ご質問の会社が負担すべき賞与に対する社会保険料については、賞与支給の決定が3月31日、実際の賞与支給日が4月25日とすれば、各人からの個人が負担すべき社会保険料控除は支給日の4月25日になされ、支給月の翌月の5月31日に、個人負担分社会保険料と会社が負担する社会保険料の合計額が銀行から口座引落、または現金納付期限ということになります。

ご質問に対する回答は、残念ながら「当期の損金にはならない」ということになります。賞与そのものが損金になるのに、付随する社会保険料が損金にならない、というのはおかしいと考える方もあるかと思いますが、法人税基本通達9-3-2（社会保険料の損金算入の時期）に、法人が負担すべき社会保険料は、「当該保険料等の額の計算の対象となった月の末日の属する事業年度の損金となる」という規定があり、支給日の4月25日が計算の対象月となることから翌事業年度の損金扱いとなります。間違えやすい事項ですのでご注意ください。

「とっておきの
桜」

桜といえば、福島県三春の「三春滝桜」は圧巻です。個人的な思い出は、子どもの小学校の運動会で友人たちと満開の桜の木の下で応援そっちのけの酒宴で盛り上がり、周りのひんしゅくをかかったことです。（小林）

医療ステーション vol.12



今回の診療報酬・介護報酬の同時改定は、在宅医療を中心に地域包括ケアシステムの後押しをする同時改定になっています。今回は患者と家族から高い信頼関係を作った訪問看護師の話をご紹介します。

恒吉弘基 (つねよしひろもと) ●ヘルスケア事業部顧問



▲社・本郷 SCOPE
ヘルスケアコラム

患者に寄り添う訪問看護師

病院の業務は医師、看護師などの従事者により毎日平穏無事に過ぎていくように思えますが、実は医療以外の問題が日々さまざま発生しており、即断しなければならないケースが圧倒的に多いようです。

例えば、約50名の外来予約患者がいるにもかかわらず、突然当日の朝、担当医師から欠勤の連絡が入った場合、事務長の頭は真っ白になります。院内の医師、院長、グループ病院の医師、親密な大学医局に代診の依頼を行い、手当てできないときは、事務職、外来看護師が予約患者一人一人に休診の連絡を取ります。また、複数の看護師が同時期に退職する場合、看護師の新規採用に院内挙げて取り組みます(診療報酬の入院点数は同じ医療行為をしても看護師が多いほど高い点数が確保できるシステムになっています)。医師と看護師の確保は病院の最優先課題です。医師から最新の医療機器

の購入をしたいと強烈的な依頼を受けることがあります。購入後の採算を弾いて赤字のケースは購入を諦めてもらいますが、固執している医師の場合はその説得に時間がかかります。

そして患者クレームの対応です。朝の会議中、窓の外を見ていると人が落ちて着地音が聞こえました。外科の医師が現場に駆けつけ脈を取りましたが亡くなっていました。78歳の末期がんの女性の入院患者でした。院内での飛び降り自殺。遺言書があり主治医の何気ない「あなたは在宅患者なのになぜ病院にいるの」という一言が原因でした。自分は病院から見放されてしまったと思われたようです。

初盆の時期になり、自殺した患者の家に訪問すべきかどうか悩みました。訪問することで心の整理がついた家族の気持ちを壊してしまうので訪問しない方がよいのか、逆に訪

問して病院として弔意、おわびの気持ちを伝えるべきではないのか。

地域医療連携室のベテランの社会福祉士から、自殺された患者さんと訪問看護師とは家族共々で大変親しかったことを教えてもらいました。そこで訪問看護師に初盆の訪問と一緒に行くことを頼んだところ意外とすんなりと受けてくれました。

翌日、患家を訪問したところ家族の方が訪問看護師を見るなり、「わざわざお越しいただきありがとうございます。来られないのではないかと感じていました」と感謝の気持ちを口にされました。

訪問看護師は末期がんの患者に寄り添い、医療のみならず家族環境など医療以外のところにも気を配りながら訪問看護の仕事をしていたことが痛いほど分かり、心からその訪問看護師に感謝しました。

「とっておきの桜」

とっておきの桜は、江戸川の支流の左手沿いに咲く河津桜です。1月中旬からつぼみが見られます。今年は2月4日に第1号が開花しました。インスタはやっていませんが毎年スマホに第1号を写っています。3月に入ると満開になりメジロが生かす蜜を堪能しているようです。若い頃は上野公園の花見の場所確保のため仕事を早めに切り上げて、楽しく酒を飲みました。いい思い出です。(恒吉)

役員退職金の適正額



功刀智明

(くぬぎちあき)

● 甲府中央事務所

平成30年度の税制改正では事業承継税制が大きく緩和され、多くの企業において世代交代が進むものと期待されています。しかし問題になるのが先代経営者に支払う役員退職金です。その適正額の判断について実務上の扱いを確認してみましょう。

退任する先代経営者にとっては、退職金がいくらもらえるかは重要な問題の一つです。では、いくらまでなら適正な損金として認められるのでしょうか。残念ながら、税法には具体的な基準はありません。「①業務に従事した期間 ②退職の事情 ③会社への貢献度 ④同業他社で同規模の会社における役員退職金の支払い状況等を総合的に勘案して相当な金額」と抽象的に規定されているだけです。そこで実務では「功績倍率法」と呼ばれる方法で算定するのが一般的です。

功績倍率法については、平成29年度の「業績連動型の役員退職給与」に関する税制改正で、「法人税基本通達9-2-27の2(注)」において、「役員の退職の直前に支給した給与の額を基礎として、役員の法人の業務に従事した期間及び役員の職責に応じた倍率を乗ずる方法により支給する金額が算定される方法をいう」と、

平均功績倍率法

退職金の支給

$$\begin{aligned} & \text{最終報酬} \times \text{在任年数} \times \text{功績倍率} \\ & = \text{役員退職金} \end{aligned}$$

その定義が初めて明文化されました。

算式中の功績倍率には、同業他社の平均的な功績倍率を利用し、平取締役、常務、専務、社長など職位が上がるごとに高率になるのが一般的です。結果として、平均功績倍率法では従事期間や貢献度、同業他社とのバランスなどを全て加味して金額が決定されることになります。

ただし、功績倍率法による算定結果が不適切なケースもあります。例えば年金の受取額を減らされたくないからと、支給年齢になってから報酬額を極端に低くした場合などは、功績倍率法で計算した退職金は雀の涙になってしまいます。こういったケースでは1年当たり平均額法など別の方法で計算し

1年当たり平均額法

$$\begin{aligned} & \text{類似会社の役員退職金の1年当たり} \\ & \text{平均額} \times \text{退職する役員の在任年数} \\ & = \text{役員退職金} \end{aligned}$$

た金額を参考にすることも認められる場合があります。

例えば、在任30年の社長で、類似会社の社長退職金の1年当たり平均額が300万円なら、300万円×30年＝9,000万円と算定できるわけです。そのため役員退職金規程を作成する時には、功績倍率法だけでなく、合理性を欠く場合には1年当たり平均額法も利用できる内容にしておくと思決定の幅が広がります。

ただし、いずれの方法を採用するにしても、役員退職金規程の通り支給すれば全て損金として認められるということではなく、その支給する金額が合理的かどうかという最終判断が重要になりますのでご注意ください。

「とっておきの桜」

家から徒歩3分ぐらいの土手で桜まつりが盛大に開催されます。この桜は娘が小学生の時に地域の親子会で植樹したものです。あれから20年、手前右から3本目の1番大きな木が私たち親子の植えたものです。桜の成長と共に娘も成長し、巣立っていきましたが、毎年この桜を見るとあの日を思い出します。(切刀)

外国子会社合算税制について



布目 圭
(ぬのめけい)

●法人国際部

外国関係会社（居住者・内国法人等が合計で50%超を直接及び間接に保有している外国法人）の平成30年4月1日以後に開始する事業年度から、「内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（外国子会社合算税制）」の改正内容が適用されることとなります。そこで、今回は改正の内容についてご紹介します。

【背景】

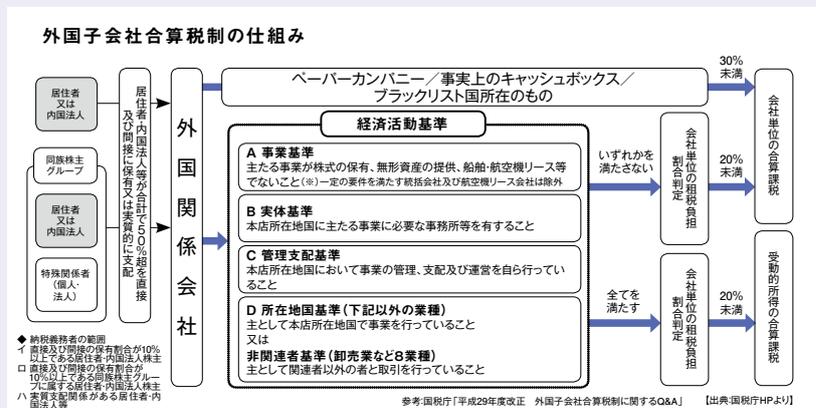
外国子会社合算税制は、税負担の著しく低い外国子会社を通じて国際取引を行うことによる租税回避を抑制するために、一定の条件に該当する外国子会社の所得を、日本の親会社の所得と見なして合算し日本で課税する制度です。

改正前は外国子会社の租税負担割合が20%以上であれば、実体がない場合であっても制度が適用されない一方、20%未満であれば実体のある事業を行っている場合であっても制度が適用されてしまうケースがあるといった問題がありました。

そのため経済実態に即して課税すべきという考えに基づき、効果的に国際的な租税回避に対応することを目的として見直しが行われました。

【改正内容】

概略としては、租税回避が行われる可能性が高いか、低いかの判定を、従来の外国子会社の租税負担割合により判定する制度から、所得や



事業の内容によって判定する制度に改められています。

これにより、租税負担割合20%以上の外国子会社について、明らかに利子・配当等（受動的所得）しか収入がなく、租税回避の可能性が高いと考えられるペーパーカンパニー等である場合には、外国子会社合算税制の対象とすることになりました。

一方で、経済活動基準を満たしている外国子会社の経済活動実体のある事業から得られた収入（能動的所得）は、租税負担割合にかかわらず合算対象外となりました。

ここで、ペーパーカンパニー等とは、下記に掲げる会社をいいます。

- ① 活動の実体がない外国関係会社（ペーパーカンパニー）
- ② 総資産に比して「受動的所得」の占める割合が高い外国関係会社（事実上のキャッシュボックス）
- ③ 情報交換に関する国際的な取組への協力が著しく不十分な国等（ブラックリスト国）に所在する外国関係会社

なお、ペーパーカンパニー等に該当する場合であっても、租税負担割合が30%以上であるときは、制度の適用対象外となります。

詳しくは法人国際部までお問い合わせください。 ● TEL : 03-5323-3537 mail : tp@ht-tax.or.jp

もう悩まない 事業承継・M&A 徹底解説

事業承継型M&Aにおける引き継ぎの論点

辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 代表取締役 社長 荒井 洋一

従来からこのコーナーでは株式譲渡契約によって従業員の雇用や取引先との契約関係は維持され、オーナー個人の債務保証は譲受先に承継されると説明してきましたが、今回はこれらの論点を一步踏み込み、株式譲渡契約によって事業を引き継ぐ際に生じ得る問題点についていくつか取り上げて解説いたします。

(1) 従業員

株式譲渡においては、株主が変わるのみで法人格には影響がないため、法人と従業員との雇用関係は現状が維持されます。しかしながら、株式譲渡の場合でも、株式譲渡実行後に譲受先が法令上認められる範囲内で就業規則等の変更等を行い、雇用条件等の変更をすることは可能です。このため、売り手オーナーの従業員への想いが強く反映される事業承継型のM&Aでは株式譲渡契約書の中の「買い手の譲渡後の義務」で従業員の雇用条件を一定期間が過ぎるまで現状から変更しないように要請するケースが多くなっています。

一方で、買い手にとっての労務問題の一番のリスクは、新聞やニュース等でも取り上げられる機会が多い「未払い残業代」の問題です。株式譲渡では未払い残業代等の労働債務があった場合、買い手がそのまま承継してしまうため、譲渡日時点での未払い残業代がないことを売り手が保証する規定（売り手の表明保証）を設けることが重要となります。

(2) 取引先との契約関係

株式譲渡契約においては、取引先との契約の当事者である法人格は存続するので契約関係は維持されます。ただし、一部の契約においては、株主を変更することが、相手方の事前承諾事項や解除事由事項として規定されている条項（いわゆるチェンジ・オブ・コントロール=Change of Control）の場合があるため注意が必要です。

チェンジ・オブ・コントロール条項のある契約書の対処法は、譲渡日までの売り手の義務で契約相手方の当事者の事前の承認を得るよう

に規定され、また、株式譲渡を行う前提条件とされることが多いです。

(3) オーナーの保証債務

オーナー企業の場合、対象会社の金融機関からの借り入れに関して、代表取締役であるオーナー個人の自宅が担保設定されていることや個人の連帯保証を行っているケースが多く見られます。株式譲渡を実行し、オーナーが株主でなくなり、代表取締役を辞任した場合でもそれだけでは連帯保証が解消されたことにはなりません。

このため、株式譲渡によって引退するオーナー経営者は株式譲渡契約書において譲渡後の一定期間の間に対象会社の自らの保証債務を解消するように「買い手の譲渡後の義務として」条件を付けることが必要となります。

株式譲渡によるM&Aはオーナー経営者の勇退を実現できる優れた事業承継手法ではありますが、上記のように注意が必要なおことはご確認いただきたく思います。

「とっておきの
桜」

記憶に残るお花見は、お客様の新社屋竣工祝いで訪れた弘前城の桜です。屋間に見る咲き誇った桜も圧巻ですが、夜お城の堀に映る行灯に照らされた桜は幻想的な風景で、昼と夜とで別の風景が楽しめます。(荒井)

PR

●連載 — ラユニオン・パブリケーションズ スペシャルレポート —

L
u
n
i
o
n

脈動するインバウンド市場 vol.23

外国人の消費金額は初の4兆円超え

日本を訪れた外国人が日本国内で旅行消費した金額は、過去最高を更新し、昨年初めて4兆円を超えました。直接的な経済効果の指標である、訪日外国人の消費動向についてお話しします。

国籍・地域別の訪日外国人旅行消費額と構成比

平成29年 訪日外国人旅行者1人当たり旅行支出と総額

平成29年
訪日外国人
旅行消費額
(速報)
4兆4,161億円

国籍・地域	消費額 (億円)	構成比 (%)
中国	16,946	38.4%
韓国	5,126	11.6%
台湾	5,744	13.0%
米国	2,503	5.7%
香港	3,415	7.7%
タイ	1,249	2.8%
オーストラリア	1,117	2.5%
英国	669	1.5%
シンガポール	664	1.5%
マレーシア	597	1.4%
フランス	571	1.3%
ベトナム	566	1.3%
カナダ	549	1.2%
フィリピン	482	1.1%
インドネシア	456	1.0%
ドイツ	356	0.8%
イタリア	241	0.5%
スペイン	212	0.5%
インド	212	0.5%
ロシア	154	0.3%
その他	2,331	5.3%

出典：観光庁「訪日外国人消費動向調査」を再構成

	一人当たりの旅行支出	総額
中国	23万円	1兆6,946億円
台湾	12万6千円	5,744億円
韓国	7万2千円	5,126億円
香港	15万3千円	3,415億円
米国	18万2千円	2,503億円
タイ	12万7千円	1,249億円
オーストラリア	22万6千円	1,117億円
英国	21万5千円	669億円
フランス	21万2千円	571億円
スペイン	21万2千円	212億円

出典：観光庁「訪日外国人消費動向調査」を再構成

過去最高の
4兆円超え

平成29年に日本を訪れた外国人が日本国内で使ったお金の指標となる「訪日外国人旅行消費額*」は過去最高を更新し、前年比17.8%増の4兆4,161億円(前年3兆7,476億円)となりました。

消費額の国・地域別では上位から中国の1兆6,946億円、台湾5,744億円、韓国5,126億円、香港3,415億円、米国2,503億円という結果となり、上位の5つの国と地域で76.4%を占める結果となりました。先月号でお伝えした訪日外国人数もこの5つの国と地域で79%を占めており、主要な訪日市場だけを見ると訪日外国人数と訪日外国人旅行消費額には相関があるように思えます。

しかし、訪日数が韓国の6割程度である台湾の消費額の方が多いのなぜでしょうか？ここに、旅行で使う予算のポイントがあります。実は、韓国からの訪日旅行者の多くは、福岡を含む九州への旅行が多く、滞在日数が少ない傾向にあります。そのため、韓国からの1人当たりの旅行支出は7万1,795円と、全体の平均である15万3,921円の半分程度でしかありません。そのため、訪日客数が多くても、旅行消費額は少ない結果になります。一方で、中国からの訪日外国人の1人当たりの消費額は23万382円と韓国の約3倍、全体の平均額の1.5倍と、爆買いが減ったといわれている現在でもなお、多くの消費をしているといえます。

*宿泊、飲食、交通費(日本国内のみ)、娯楽・サービス、買い物などの額を聞き取り調査したもの。観光庁が毎年発表している。

長期滞在と旅行消費額

中国を除くアジア圏からの外国人の1人当たりの旅行消費額は11万~13万円であるケースが多く、地理的に近い国の旅行者は滞在日数が少なく消費額が少ない傾向にあります。

一方で、1人当たりの旅行消費額が多いのはオーストラリアとヨーロッパからの訪日旅行者です。オーストラリアの22万5,866円を筆頭に、英国21万5,393円、スペイン21万2,572円、フランス21万2,443円と続き、旅行中に多く消費していることが分かります。

滞在日数が長いほど訪日観光客の1人当たりの旅行消費額が大きいため、今後はヨーロッパをはじめとして遠方からの旅行者を増やす取り組みが必要となるでしょう。

●お問い合わせ先/株式会社ラユニオン・パブリケーションズ ☎03-3234-9280 URL:http://lunion.jp/
訪日外国人観光客向けのWebサイトや印刷物など、多言語の制作を得意とする編集プロダクション。
主な制作事例は日本政府観光局(JNTO)や各自治体、交通事業者など。

SCOPE No.202

09

徳田孝司の マルトク
「月刊 トク堂」

#19 リゾートマンション売却損の税効果？
～アパートや自宅の法人化で取り戻せ～

1. リゾートマンションの売却損は
切り捨て

リゾートマンションがなかなか売却できず、向こう10年分の管理費を付けてようやく売却できたという話を聞いたことがあります。そのくらいリゾートマンションは売却できないのが現実です。また、個人所有の場合、売却できたとしても売却に伴い生じた売却損は、給与収入や年金収入、株式の売却益などとは通算できないため、税効果がないまま切り捨てられることになります。

2. 不動産の売却損は不動産の売却益で相殺
唯一、売却損が使えるのは、同じく不動産の売却に伴い生じた売却益との通算に限定されています。つまり、別荘や自宅等

の用途に関係なく、不動産同士であれば、売却に伴う売却損と売却益を通算することができます。

3. 売却益を生む物件

通常、売却益が生じる物件といえば、古くから所有している自宅やアパートなどがあります。生活の拠点である自宅や収入の元であるアパートなどを売却することは現実的ではありませんが、ご自身が経営されている会社であれば、自宅を社宅化するメリットや安定収入が確保できるメリットが付いてくるので、法人としても比較的進めやすくなります。

4. 損益通算による税効果

売却益と売却損を通算することで得

られるメリットは下表の通りです。

売却損だけであれば、売却損は切り捨てになるため、税効果が生じることはありません。一方、同じ年に、不動産の売却益が生じた場合、売却損と売却益との通算が可能となるため、税効果を得ることができます。

5. 諸経費には要注意

不動産売却に伴い、不動産取得税や登記費用等が生じます。物件によっては、多額になることもあり、実行に当たっては事前に十分確認する必要があります。

徳田孝司 トク

不動産売却益の通算による税効果

項目	リゾートマンション売却収支	含み益物件の売却収支	通算後
売却価格	200万円	5,000万円	5,200万円
購入価格	3,800万円	3,500万円	7,300万円
税務上の取得費※	3,100万円	2,500万円	5,600万円
売却益	△2,900万円	2,500万円	△400万円
税負担	0	507万9千円	0
資金収支	200万円	4,492万1千円	5,200万円

※減価償却費差し引き後

「とっておきの
桜」

昔みた三春の滝桜は、なかなか見事でした。樹齢1000年を超える見ごたえのある一本桜です。周りにはなにもなく、お土産品店が数店ある程度でした。場所は福島なので、東京からは少し不便ですが、一見の価値はあります。(徳田)



今回のパートナー

Hongo Connect & Consulting 株式会社

栗野みれいさん

日々の出納から備品発注まで、総務・経理を担当。約30人のメンバーを支えています。

ぶらぶら徳田理事長と行く

ぶらぶらトク

#024 「マヨテラス」で、マヨネーズの秘密を体験の巻

撮影協力:マヨテラス

東京都調布市仙川町2-5-7 仙川キューポート

TEL: 03-5384-7770 <https://www.kewpie.co.jp/mayoterrace/>

1925年に日本で初めてマヨネーズを作ったキューピーの体験型見学施設。マヨネーズに関するさまざまな情報やトピックスを楽しく学べる。

身近なマヨネーズの
深遠に触れる

ご主人がマヨラーだという栗野さん。「マヨネーズの秘密を解明しませんか」と理事長をお誘いして「マヨテラス」にやってきました。

キューピー株式会社仙川キューポートの1階にあるマヨテラスは、マヨネーズの「なるほど!」を学び、楽しく体験できると人気の施設です。

まずは、マヨネーズの知識について学びます。酸素から守るために、マヨネーズの容器は多層構造というトリビアに、驚く二人。理事長が感心したのは、製造工程の紹介で見た卵を割る映像。1分間に600個という機械のスピードに目を白黒。

最後は、オリジナルソースづくりにも挑戦です。マヨネーズにママレードを入れたり、パジルを加えてみたり。出来栄えに理事長も満足そう。

「品質を追求し、どんな工夫を積み重ねる。その姿勢は僕のの仕事も同じだね」と理事長。プロの仕事は共通点もまた多いのです。



お馴染みのキャラクターだね

通路に貼り付けられた卵の殻。見る角度でキューピーの愛らしい顔が見える。



本当に多層に
なっているんだ

マヨネーズの美味しさを学ぶ、マヨネーズドームではお馴染みの容器に隠されたヒミツにビックリ。



工場で高速で卵を割る機械の映像を見る2人。1分間に600個という機械の仕組みにビックリ。



宇宙でも
食べてるんですね

無重力に
見えるかな?

国際宇宙ステーション (ISS) でもキューピー マヨネーズを食されていると聞き、無重力を再現するお二人。



キューピーキッチンでは、マヨネーズに調味料を足して、オリジナルソース作りに挑戦。美味しいレシピができたかな?

- ★★★=大満足、プライベートでも行こうかな!
- ★★=面白かったよ、機会があったらまた挑戦しよう。
- ★=[「……」]



オフショットが見られる、ぶらぶらFacebookはこちら。

平成30年度税制改正セミナー

昨年末に発表された「平成30年度税制改正大綱」を受け、辻・本郷 税理士法人では全国20カ所の会場で計21回の「平成30年度税制改正セミナー」を開いた。2月1日の東京会場でのセミナーから、今回の税制改正のポイントを紹介します。

開催概要

開催日時:2018年2月1日(木)

開催場所:ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター

講師:内田大輔(税理士 / 辻・本郷 税理士法人)

井口麻里子(税理士 / 辻・本郷 税理士法人)

※全国20カ所で21回開催

第1部は、事業承継法人部の内田大輔氏が登壇し「法人課税」、「国際課税」、「事業承継税制(資産課税)」について解説を行った。

まず、法人課税について、注目すべきは「所得拡大促進税制」の改正だと述べ、「大法人でも中小企業でも、一定の要件を満たせば、所得支給総額の増額(賃上げ)分に対する控除の割合が拡大することとなり(大法人で最大20%、中小企業で最大25%)と大きな減税メリットを受けることができる」と解説。他にも「生産性を向上させるIoT投資への減税(主に大企業向け)」や、「先端設備の導入に投資をした企業への固定資産税の優遇措置(中小企業)」などを紹介した。

事業再編については組織再編時の適格要件の緩和や特例が新設され、組織再編がしやすくなった。これまで自社株を対価とするTOB、M&Aはほとんど実行されてこなかったが「課税が繰り延べされることで、後押しされるのではないかと語った。

使いにくかった事業承継税制には大きな改正が行われ、相続税・贈与税の猶予対象の制限がなくなり、後継者の人選・雇用要件の緩和や納税猶予期間の解散・合併等の場合の税額の再計算など、非常に使いやすい制度に変更となった。

続いて相続部の井口麻里子氏が登壇。「相続税(資産課税)」、「個人所得課税」について解説を行っ



内田大輔氏



井口麻里子氏

た。相続税については、小規模宅地等の特例で「3年内家なき子」と呼ばれている税制の見直しについて取り上げた。「小規模宅地特例は、本来相続によって住まいに居続けられなくなる、事業が継続できなくなるといったことを防ぐ目的であったが、本来の趣旨とは違う目的での使われ方が散見されていた」と語り、適用要件が強化された経過を説明した。また、相続税の租税回避に利用されていると指摘のあった一般社団法人等に関して「同族経営が認められるなどの一定の要件を満たしている場合には相続税が課税されることになる」と解説。

また、最近の空き家問題に触れ「日本国内の所有者不明の土地は全国の20.3%に上っていて、放棄された土地の総面積は九州の面積を超える」と説明。この対策として、土地の相続登記に対する登録免許税の特例措置が設けられた。祖父から土地を相続した父が登記をしないまま亡くなったような場合に、父を登記名義人とするための登録免許税を免税するというもの。「平成30年4月1日から33年3月31日までの期限付きなので、集中的に相続登記の促進をしたいのだろう」と語った。

個人所得税については「働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする税制改革だ」と述べ、具体的には特定の収入(給与、年金)などに認められている給与所得控除、公的年金控除を10万円減額し、フリーランスや自営業の方を含めすべての所得者に適用される基礎控除を10万円増額(付け替え)したと説明。給与所得控除の上限が適用される給与等の収入金額が850万円となり、その上限が195万円までとなると解説。「日本の給与所得控除は諸外国に比べ高く、中長期的には諸外国の水準を目指す狙いがある」と説明した。

札幌事務所	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森事務所	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸事務所	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田事務所	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈事務所	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡事務所	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野事務所	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白若16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関事務所	〒021-0893 岩手県一関市地主町6-1 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台事務所	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島事務所	〒960-8114 福島県福島市松浪町4-23 同仁社ビル4階 TEL.024-534-7789 FAX.024-534-7793
郡山事務所	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
新潟事務所	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越事務所	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
水戸事務所	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
館林事務所	〒374-0024 群馬県館林市本町2-5-48 マルゼンビル6階 TEL.0276-76-2011 FAX.0276-76-2012
深谷事務所	〒366-0052 埼玉県深谷市上柴町西4-17-3 TEL.048-571-4619 FAX.048-571-8158
大宮事務所	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル18階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷事務所	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口東事務所	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261
柏事務所	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.047-165-8801 FAX.047-165-8802
松戸事務所	〒271-0092 千葉県松戸市松戸1292-1 シティハイツ松戸205号 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786
船橋事務所	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE 6階 TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
西新井事務所	〒123-0842 東京都足立区栗原3-10-19-307 TEL.03-3848-3767 FAX.03-3848-3791
東京中央事務所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-3 丸の内仲通ビル7階 TEL.03-6212-5801 FAX.03-6212-5802
東京丸の内事務所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル10階 TEL.03-6212-2830 FAX.050-3730-6208
芝事務所	〒105-0014 東京都港区芝3-5-7 カレッタ芝3階 TEL.03-6435-1711 FAX.03-6435-2245
神田事務所	〒101-0047 東京都千代田区区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
池袋事務所	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階 TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492
新宿ミライナタワー事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階 TEL.03-5323-3301 (代表) FAX.03-5323-3302
新宿アルタ事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-32-10 松井ビル8階 TEL.03-5919-2680 FAX.03-5919-2670
新宿HR事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階 TEL.03-5361-8060 FAX.03-5323-3533

代々木事務所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546
渋谷事務所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762
品川事務所	〒108-0074 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル3階 TEL.03-5791-5731 FAX.03-5791-5732
吉祥寺事務所	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル7階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
東大和事務所	〒207-0031 東京都東大和市奈良橋5-775 TEL.042-565-1564 FAX.042-563-0189
立川事務所	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル10階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
町田事務所	〒194-0021 東京都町田市町田1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜事務所	〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル4階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
大和事務所	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南事務所	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
小田原事務所	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府事務所	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-228-5722 FAX.055-228-5723
甲府中央事務所	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
大月事務所	〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4 TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905
伊東事務所	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋事務所	〒440-0086 愛知県豊橋市下地町字長池13番地 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市事務所	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都事務所	〒600-8009 京都府京都市下京区四條通室町東入函谷餅町79番地 ヤサカ四條丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
豊中事務所	〒560-0021 大阪府豊中市本町1-1-1 豊中阪急ビル6階 TEL.06-4865-3340 FAX.06-4865-3341
大阪事務所	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
堺事務所	〒590-0985 大阪府堺市堺区戎島町3-22-1 南海堺ビル412号 TEL.072-224-1006 FAX.072-224-1007
神戸事務所	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山事務所	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島事務所	〒730-0051 広島県広島市中区大手町2-11-2 グランドビル大手町9階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
北九州事務所	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡事務所	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分事務所	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
延岡事務所	〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル (旧第一生命ビル) TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
鹿児島事務所	〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル9階 TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181
沖縄事務所	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 コアーナ橋B街区ビル 1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

編集後記

このSCOPEが発行される頃、みなさんお住まいの地域では桜はどのような様子でしょうか？ 東京では開花後に雪が降り驚きましたが、過去30年では開花・満開後に降雪した年が6回もあったそうです。このような年は桜が長持ちするようですね。わたしの住む地元では毎年4月に桜まつりが開催されますが、ここ数年暖冬のせいかわ開催時には「葉桜」となっていることも多く、今年こそは桜の下で開催されることを期待しています。(東方)

税のお悩みは 辻・本郷にご相談ください！



相続・贈与／税務顧問／事業承継

事業再編／事業再生・M&A／税務セカンドオピニオン

国際税務顧問／確定申告／会計・人事のアウトソーシング

医院・病院コンサルティング／公益・一般法人コンサルティング

社会福祉法人コンサルティング／自治体向けコンサルティング



専門特化型・国内最大規模を誇る税理士法人 東京税理士会所属

辻・本郷 税理士法人

HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

お気軽に
ご相談ください

 **0120-730-706**

<http://www.ht-tax.or.jp>

【受付時間】9:00～17:30
※土日・祝日・年末年始除く

辻・本郷

